

「子どもを守る」組織体制作りを! こども庁創設につながる質疑!

- 予算委員会 (2016/01/18)
 - 児童の性的搾取担当部署
- 安倍晋三内閣総理大臣

2016年1月19日の答弁にもつながる
「子どもを守る」組織体制作りに関する
粘り強い質疑を行う!



実は、逆にブッキオさんは、日本には児童の性的搾取に対する総合的な取組が進んでいないんじゃないかと、こういう指摘も受けたんですね。
これについては、私、うちの事務所にいろんな省庁来ていただいて五回にわたる議論をしたんですが、結局、各省庁担当じゃないと、こういうような話でありました
児童の性虐待、搾取に関する取組、絶対重要だと思っております。

児童を性的搾取や虐待から保護することは、
これはどこの省ということではなくて、
政府が一丸となって取り組むべき重要な課題であると認識をしています。



じゃ、総理、担当部署はどこになって政府はやっていくんですか。担当省庁です。

児童の性的搾取の担当部署を決める打合せ

- 何度も関連省庁と打合せをしたが、**児童性的搾取の総合担当部署は決まらず**

2015年 10月27日	ブーア・ブッキオ氏記者会見 「子どもの性的搾取に対して包括的な戦略が必要」
2015年 11月12日	内閣府・外務省・文科省・法務省・警察庁にて打合せ (厚労省は連絡違いで来れず) ⇒ 各省とも担当ではない
11月16日	内閣府・外務省・文科省・厚労省・警察庁に対し 担当部署を決定するよう文書で依頼 ⇒ 後日「決められない」と回答
11月30日	内閣府・外務省・文科省・法務省・厚労省・警察庁にて打合せ ⇒ 各省とも担当ではない
12月2日	内閣官房と打合せ ⇒ 部署の人数が少なくとても担当できない
2016年 1月15日	内閣総務官室・内閣府・外務省・文科省・法務省・厚労省 警察庁と打合せ ⇒ 各省とも担当ではない

各省庁の児童の性的搾取や虐待件数把握状況

- どの省庁も児童の**性的搾取や虐待の実態を把握できていない**

内閣府	児童ポルノ法適用範囲のみの被害児童数を把握している
文科省	把握していない
総務省	把握していない
厚労省	児童相談所への相談件数（人数ではない）のみ把握している
法務省	児童ポルノ法などでの罪名での件数のみ把握している
警察庁	検挙された児童の売春・児童ポルノ事犯での被害児童数 検挙された児童虐待のうちの性的虐待にかかる被害児童数 のみ把握している